

リモコン式草刈機の貸出し（試験運用）について

1 目的

県では、河川の堤防等の除草業務の効果的・効率的な実施を図るため、リモコン式草刈機（以下、「機械」という。）の各土木事務所への配備を進めています。

この機械の運用の一つとして、リバーフレンドシップを締結している団体に対して安全に河川愛護活動を続けられるよう、リモコン式草刈機の貸出しに向けた検証を行うため、試験的運用を実施することとしました。

2 リモコン式草刈機の諸元

機械名：神刈 RJ703（株式会社アテックス製）

走行方法：クローラ式

寸法：（長）1,515mm×（幅）1,110mm×（高）785mm

重量：365kg、刈幅：70mm、刈高：45mm～95mm

最大適用傾斜角度：45°、燃料：ガソリン

3 貸出しの流れ

～貸出日前～

（1）貸出希望届の提出（リバーフレンド団体⇒県土木事務所）

- ・ 機械の貸出しを希望するリバーフレンド団体は、貸出希望日の2週間前までに「貸出希望届（様式1）」に団体名、貸出希望日、機械操作者、連絡先などの必要事項を記載し、窓口となる県土木事務所へ提出してください。
- ・ ただし、同じ団体から一度に複数回の貸出希望届を提出することはできませんので、御注意ください。

（2）貸出可否の連絡（県土木事務所⇒リバーフレンド団体）

- ・ 県土木事務所は、使用予定箇所の現場状況や貸出希望日等を確認し、貸出希望届の受理から1週間以内に貸出しの可否をリバーフレンド団体へ連絡します。
- ・ 詳細な操作方法は、機械の受渡し時に県委託業者から説明しますが、事前に「操作簡易マニュアル」と「リモコン式草刈機貸出 チェックリスト（様式2）」と「使用上のポイント」の確認をお願いします。

（3）貸出日前日までの連絡（県土木事務所、県委託業者⇒リバーフレンド団体）

- ・ 貸出日当日に雨天が予想される場合、もしくは貸出日前日の午後3時までに貸出箇所の市町で大雨又は洪水の警報・注意報が発表され貸出日当日の継続が予想される場合は、県土木事務所から貸出中止を連絡します。
- ・ 機械の受け渡し場所等の詳細な調整につきましては、県委託業者から連絡をします。

～貸出日当日～

(4) リモコン式草刈機の受取り（県委託業者⇒リバーフレンド団体）

- ・ 貸出日の使用開始時刻前までに県委託業者が機械を現場に運搬します。
- ・ 県委託業者から貸出希望届に記載された操作者に対して、機械の操作・安全説明を行います。
- ・ 説明後、受取りとなりますが、「操作簡易マニュアル」と「リモコン式草刈機貸出 チェックリスト（様式2）」と「使用上のポイント」を確認の上、使用してください。

(5) リモコン式草刈機の返却（リバーフレンド団体⇒県委託業者）

- ・ 貸出日の使用終了時刻に県委託業者が、機械の回収のため現場に向かいます。
- ・ 「リモコン式草刈機 チェックリスト（様式2）」の項目を確認し、チェックリストとあわせて、県委託業者へ機械を返却してください。

～貸出日以降～

(6) 活動報告書およびアンケートの提出（リバーフレンド団体⇒県土木事務所）

- ・ 機械の返却後1週間以内に「活動報告書（様式3）」と「アンケート（様式4）」を県土木事務所へ提出してください。

4 使用時の注意事項

- ・ 機械の操作にあたっては、「操作簡易マニュアル」「使用上のポイント」に記載されている安全管理を施すように努めてください。
- ・ 機械の故障等により、急に貸出が不可能となる場合がありますので御承知ください。

5 貸出中の事故等への対応と保険の適用

●機械の故障等

- ・ 操作時や運搬時の機械の故障および盗難による被害は、県が機械に対して加入している動産保険（以下、「機械保険」という）の対象となりますので、機械の故障等が発生した場合には、下記の事故発生時等緊急連絡先に電話にて一報を入れるとともに、後日、リバーフレンド団体から県土木事務所に「活動報告書（様式3）」を提出してください。
- ・ なお、消耗品等の取換え、経年劣化に伴う故障は機械保険の対象外ですが、故意による故障で無い場合は、県が修理費用等を負担します。
- ・ 操作者の不適切な操作による故障については、リバーフレンド団体に請求が及ぶ場合があります。
- ・ 目的外使用したリバーフレンド団体には、今後、機械の貸出が不可能となりますので御承知ください。

●機械使用時における傷害事故、賠償事故が発生した場合

- ・リバーフレンド支援のため、県が契約している保険に加入している団体については、リバーフレンド活動中の事故として保険の対象となります。
- ・リバーフレンド活動中に事故が発生した場合は、下記の事故発生時等緊急連絡先に電話にて一報を入れるとともに、リバーフレンドシップ制度で定めた様式「活動中の事故報告書」を提出してください。
- ・なお、リバーフレンド団体が独自で保険に加入している保険がある場合、県が契約している保険が適用されない場合がありますので御注意ください。

●緊急連絡を要する事故

- ・以下に該当する場合は、速やかに団体から下記の事故発生時等緊急連絡先に電話にて一報を入れるとともに、県土木事務所からの指示に従ってください。
 - ① 機械の使用により、重大な人身事故、物損事故が発生した場合
 - ② 占用物件を損傷させた場合
 - ③ 機械が河川内に落下し、河川へのガソリンの流出が確認された場合
 - ④ その他重大な事故が発生した場合

●事故発生時等緊急連絡先

平日 : 連絡先：〇〇土木事務所〇〇課（担当：〇〇）
 TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

土日祝日 : 連絡先：〇〇建設株式会社
 TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（担当：〇〇）

※土木事務所によって連絡先は異なります。